

会 議 録（摘録）

【開催概要】

会 議 名 称	第1回 丹波市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和8年7月23日（木）14:30～
開 催 場 所	健康センターミルネ 2階 会議室1・2
出 席 委 員 （名簿順表記）	瀬川勝康、土井好伸、井尻宏幸、石野秀明、加納史章、前川進介、永井優子、芦田公世、大野亮祐、堀博文、吉田一樹、臼井里佳、乾美葉、秋山直弘 (計14名)
欠 席 委 員	永井雄基、足立映美、小田敏治、増南文子 (計4名)
事 務 局 （名簿順表記）	福祉部長 高見英孝 社会福祉課長 畑田喜代美 こども福祉課長 上野奈美 こども福祉課副課長兼子育て支援係長 足立和哉 こども福祉課家庭児童相談係長 堀内勲 こども福祉課母子保健係長 荻野あゆみ こども福祉課子育て支援係主事 三森楓恋 学校教育課長 小森真一、こども育成課長 西山健吾 こども育成課アフタースクール係長 澤瀉良孝 こども育成課認定こども園係長 足立沙織 ふるさと定住促進課長 大西万実
会 議 次 第	1. 開会 2. 委嘱書交付 3. あいさつ 4. 委員紹介、事務局紹介 5. 議事 (1) 丹波市こども計画の実績と進捗について ①令和7年度実績評価について 《資料1》 ②研究・検討事業の進捗および事業の変更について 《資料2》 ③量の見込みと確保方策について 《資料3》 ④こども計画における活動指標について 《資料4》 (2) 保育提供体制の確保のための実施計画について 《資料5》 6. その他 ・丹波市こども・若者の意見聴取に関するガイドラインについて 《資料6》 ・乳児等通園支援事業の認可に伴う意見聴取について 7. 次回会議日程 8. 閉会
会 議 資 料	・会議次第 ・委員名簿、事務局職員名簿 ・会議設置条例、子ども・子育て支援法（抜粋） ・資料① 丹波市こども計画 施策一覧表 ・資料② 丹波市こども計画 検討事業進捗管理シート ・資料③ 丹波市こども計画(子ども・子育て支援事業計画部分)見込量・確保量・実績 ・資料④ 指標進捗確認シート ・資料⑤ 保育提供体制の確保のための実施計画

【議事要旨】

事務局	1. 開会 本日はお忙しい中、また気温も高い中、定刻ご参集いただきまして、大変ありがとうございます。私は議事に入りますまで司会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 まず開会に先立ちまして、開会成立の確認をさせていただきます。本会議につきましては、丹波市子ども・子育て会議設置条例第6条第2項の規定により、「会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない」とされております。お配りをしております「丹波市子ども・子育て会議委員」と表示させていただいてます委員名簿をご覧ください。3名の委員様からは、本日欠席のご連絡をいただいております。委員18名のうち14名の出席でございますので、ただいまより、第1回丹波市子ども・子育て会議を開催いたします。 最初に、この会議の役割についてご説明申し上げます。お配りをしております。「丹波市子ども・子育て会議設置条例」をご覧ください。 第1条に記載しておりますように、会議は子ども・子育て支援法第72条第1項の規定により設置をしております。用紙の裏面をご覧ください。子ども・子育て支援法第72条に記載しております。この会議の役割としましては、第72条を第1項第1号から第3号に記載されている認定こども園や地域型保育等の利用定員に関する設置や進捗状況に関してご意見をいただいたり、第4号にありますように、子ども・子育て支援に関する施策、令和7年3月に策定しました「丹波市こども計画」に関する実施状況に関して、ご指示をいただきたいと考えております。委員の皆様にお世話になります令和8年度、令和9年度につきましては、計画の進捗状況についてのご意見をいただき、中間評価を実施する予定ですので、今後の会議の予定につきましては、7月と2月の年2回の会議を予定しております。こどもに関する施策を進めるにあたって、それぞれの分野からいただくご意見を参考にして、こども施策を進めていきたいと考えておりますので、どうぞ活発なご意見をよろしくお願いいたします。 続きまして、事前にお配りした資料の差し替えが2点ございます。修正後のページを机上に配布しております。修正の内容は、1点目が資料1の4ページ。施策一覧表の左から2列目の施策の欄になりますが、「3-2 妊娠期から乳幼児期の経済的支援」となっている箇所ですが、3-3 という部分が抜けておりました、事業 No. で申しますと、66 番～75 番までが「3-3 様々な経済的支援と医療費助成」となります。 差し替えの2点目でございます。資料3の5ページ。「利用者支援事業」につきまして、こども計画の記載に合わせて、事業の類型を追加したものになりますので、ご確認をお願いいたします。 開会の最後になりますが、委員の皆さまにお願いがございます。この会議は公表となっておりますので、議事録を作成し、ホームページで公表しております。会議録を作成のために録音いたしますことをご了承ください。この会議録作成につきましては、色々な方面からたくさんのご意見をいただきたいと考えております。会議の中でいただいたご意見として、会議録を作成しておりますので、どなたの意見かはわからないように掲載をしております。委
-----	---

事務局	員の皆さまに置かれましても、会議後に情報を発信される際にはお取り扱いにご配慮をよろしくお願いいたします。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・ 2. 委嘱書交付 今年度から新たにお世話になる委員の皆さまに委嘱をさせていただきたいと思います。委嘱書の交付につきましては、本来ならば、おひとりずつお渡しすべきところではございますが、時間の都合上、机上での交付とさせていただいております。ご了承ください。委員の皆さまには令和9年7月28日までお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・
会長	3. あいさつ 本日は、暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。こどもを巡る現状、子育ての現状というのは、あまりニュースに取り上げられなくなりましたが、厳しい状況が続いております。私は今、子育て支援施設の施設長になっています。この時期になりますと、お休みの時期に入ります。私どもの施設は3歳未満のお子さんしか預かれないようになっていますが、現在は小学校2年生まで受け入れています。以前から利用していたお子さんたちが帰ってきてくれるのは大変嬉しいんですけど、こどもたちの支援は小さい頃から続いておりますので、色々な意味で居場所がなくなっているということをととても感じます。こどもたちの居場所が少なくなっていること、こどもたちが言いたいことをなかなか伝えにくいということを聞いていて感じるところです。そのような中で、ここに来てお話ができるということをととても嬉しく思っています。本日の会議でも、こうした内容の議題を取り上げられております。事業所の皆さま、市民の皆さま、いろいろな実感をお持ちだと思いますので、先ほど挨拶の中にありましたように、忌憚のないご意見をいただければというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4. 委員紹介、事務局紹介 委員、事務局職員 それぞれ名簿順に自己紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
会長	6. 議事 議事1「丹波市こども計画の実績と進捗について」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	■議事1 丹波市こども計画の実績と進捗について 議事に入ります前に、本日の議事の全体像を簡単にご説明させていただきます。本日の議事は大きく2つになります。 1つ目は、先ほど会長からありましたように、丹波市こども計画の実績と進捗についてです。こども計画は、本会議での審議を経て、令和7年3月に策定した令和7年度から令和11年度までの5か年の計画で、令和7年度がその初年度にあたります。本日は、初年度の実績について計画記載事業の実績評価、研究検討事業の進捗と事業の変更、量の見込みと確保方策、活動指標の4点を資料1から資料4に沿って順にご説明し、それぞれご意見をいただきたいと思います。 2つ目は、議事2にありますとおり、保育提供体制の確保のための実施計画についてでございます。こちらは、国の財政支援を受けるために必要な計画で、本会議の承認をお諮りするものになります。詳細は議事の中で説明いた

	します。議事の進め方としましては、議題ごとに説明の後、その都度ご質問ご意見をいただく形で進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。それでは ①の方から順に進めていききたいと思います。
事務局	事務局から説明 《資料① 丹波市こども計画 施策一覧表》
会長	ただいまのご説明について、質問や意見がある方はお願いします。
委員	1 ページ目 No.2「こども・若者の意見表明の機会創出」についてですが、この取り組み内容の中にファシリテーターの育成がありますよね。ファシリテーターを育成すること自体の異論はないんですが、普段こどもたちが触れ合うのは教職員になりますよね。 なのでファシリテーターを別途育成するというのもありだと思いますが、教員のこどもの権利に関する捉え方、あり方みたいなものの研修をする方が割と合理的なんじゃないのかなっていうふうに考えています。 ここにいらっしゃる皆さんそうだと思いますが、基本的に「先生の言うことを聞きなさい」「親の言うことを聞きなさい」と言われて育ってきてるじゃないですか。ほぼほぼの日本人がそうだと思います。それはこどもが参加する権利と真逆なんです。要は価値観が真逆のものが混ざっている状態。こどもの権利条例ができましたが、既存の日本の文化に新しいものが入ってきていて、判断軸が真逆。これでは混乱すると思います。だからまず、これまでの常識や文化はこうだったけど、法的にはこう変わったんだよってというような研修を挟むだけでも、教員の意識が変わりやすいのではないかというふうに考えたので、意見しました。
会長	ありがとうございます。何か回答はありますか。
事務局	ご意見いただきました内容は、前回の会議でも同じように、今まで自己肯定感と言われて育ってない者がこどもに対して適切に伝えられるのかというような意見をいただいたところであります。 委員おっしゃられるように、大人についても、研修等が必要になってくるかと思います。こちらのこども・若者の意見表明の機会創出のファシリテーターにつきましては、まず職員にこどもの意見を施策へ反映するための役割を担うためのファシリテーター的な役割が必要になってくるかなと思っています。そこがさらに市民の皆さまなどさまざまなところに広めていければと思っています。
事務局	言われていることもごもっともでして、学校の方の認識も大きく変わっております。こどもたち主導で決めたということが非常に多くなってきておりまして、特にこどもの生活に関わることについて、こどもの意見から発信するという取り組みが増えてきているように感じております。 ただ、どうしてもこどもの命や安全を守る関係で、大人が言って聞かせるという場面も必要になりますから、全て管理主義にならないように、こどもが自分たちで学校を作っていくんだという権利の主体になれるような学校の取り組みや認識をさらに広げていきたいと思っています。 教員がファシリテーターとしての育成というふうに言われておりますので、そういう研修ができるように、今後検討をしっかりと進めてまいりたいと思います。
委員	学校の実態として、この権利に関する条例の中身を教員たちは知っていますか。学校の現場ではあんまり法律に従って動いてないような傾向があると認識していて。教育委員会などに入ると、議会とのやり取りもあって、その法的なことの意識が高まると思うんですけど、現場の先生は、経験とか、これ

	まで先輩から教わってきたことに基づいて動いている傾向があると思っています。法的根拠に則って動くためには、その法的なものを知らないことには動けないと思います。なので、現場がその法律、条例を知っておくってことはとても大事なことだと思うんですけど、そういった研修をされたかどうか気になります。特に 40 代より下の世代というのは、権利に関して理解がある。法律を知っている知らない別としても、個人の多様性みたいなものを認め合うような世代だと思います。50 代 60 代になってくるとその逆になっていく。これは年代的な傾向があると思います。そういったことも踏まえると研修をやっておいた方がうまくいくんじゃないかなと思います。現状のことも踏まえて説明いただければと思います。
事務局	教員に認識の調査を行って、把握しているということはないので、あくまで学校の管理職を通した教員との面談であるとか、話の中での環境ということでございますが、学校の教員が学校現場でこどもに対するとき、その小さな変化を見逃さずに気付く、動いているのは、全て法的根拠をもとに動いているわけではないという認識が前提なんですけれど、例えば、外部の対応になってくると、権利など、一定の判断基準がいきますので、そういうときは最終判断者である学校長であるとか、管理職の知識が非常に大切なのかと思っております。 教育委員会としましては、管理職になる前の職員や管理職試験を受ける者に対して、今までであれば、関係法令関係をやっていましたが、時代に合わせてこどもの権利条例にも触れるようにしておりますので、より今後認識が広まっていくようにしていきたいと思っております。 また、若くして入ってくる教員の研修についても、こどもの理解とか、授業力とか、今まで大学で習ってきたことをもう一度確認して現場に実践で落とし込めるような研修をしていましたが、今言われたような視点も大事だと思いますので、そのあたりも触れるようにしております。 実態として広まってきましたよという認識をなかなか感じ取ってもらえないところもあるかもしれませんが、学校の教育活動を見ると、着実に広がっているかなと感じております。
委員	参加する権利を理解している教員の人気は高いです。参加する権利をないがしろにしている教員の人気は低いです。学校の先生といろいろ話をしますが、そこが大きなポイントになってくると思っていて、昨今増えている不登校も関係してくる話だと思います。だから、いろいろ研究を重ねていただければなというふうに思います。
会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
委員	今日の神戸新聞に、教職員の先生がこころの病がたくさんに増えてると載っております。先生ばかりに押し付けると負担が大きくなってしまおうと感じますので、家庭においても権利について学ぶ機会が必要ではないかと思えます。 もう 1 点。No. 15 のこども誰でも通園制度。神戸市は受け入れが本当にいっぱいだと聞きますが、丹波市の方は利用者が 1 人くらい。こどもたちを預かりますよというような広報を出してもらったら、利用量がもう少し増えるのではないかと思います。
事務局	先ほどおっしゃっていただきましたように、こどもの権利条例ではそれぞれ市民の役割、親の役割、育ち学ぶ施設の役割、市の役割というふうに役割を記載させていただいております。 例えば、ご家庭には、長期休暇の前にリーフレットを 1 人 1 枚持って帰っていただいて、おうちの方で見ていただくというようなことや、いろんな周知

	広報活動はを実施してまいります。その中で保護者の方もこどもの権利ということを改めて感じてもらう、考えていただく機会になればと思いますので、さまざまな場所で周知啓発の方法をとっていきたいと考えております。
委員	資料の No. 15 です。 こども園で預かっている状態で、このこども誰でも通園制度のニュースをすぐく見ていてですね。今委員がおっしゃったように、神戸が満杯で、田舎には余裕があるというわけでは全然なく、田舎も同じように 100%以上厳しい状態です。この制度の趣旨はよくわかるんですが、なかなか広がらない状況として、園に任せておくだけでは絶対無理です。園と市でもう少ししっかりと話し合った中で事業としてあげていかないと、いつまでたっても評価は C のままというような気がします。 丹波市も保育士含めて福祉人材確保の協議会をされて、取り組んでいただいていると思います。介護職員さんの方は少し動きかけていると思いますが、保育士の場合はまだまだ厳しい状態です。このまま受け入れを進めていきますと、絶対起こってはいけない事故が起きるという状況でございます。こども園の連絡会議は年に 3 回くらいやっていますので、この会議資料を提出させていただいて、連絡会として話し合いをさせていただきたいというふうに思います。
事務局	こども誰でも通園制度自体、委員がおっしゃられたとおり、保育人材の確保の観点からも現場の保育士さんからも、なかなか厳しいという意見はお伺いしておりますが、制度として、国がどの市町も実施するというように進めておりますので、市としましては、一般的に利用できる形ではなく、利用定員の中で余裕があれば、こども誰でも通園制度を利用できるという余裕活用型という制度で、1 園でもその制度に乗っかっていただけるようお願いしながら、少しずつ実施する園を増やして行きたいと思っています。すべての園に実施するようにお願いしたいということではなくて、この制度に少しでも乗れる園があるところを探していきます。 今年度は 6 人登録があります。昨年度は、5 名のうち 1 名だけ利用ができました。ニーズは少ないですがあります。都会ほどあるわけではございませんが、若干はございます。6 地域の中で 1 地域を除いて 5 地域の方が登録されていますので、そこに少しでも答えられる形にしたいと考えています。無理やり進めていこうというものではないので、話をしながら進めていきたいと思っています。
委員	利用定員の余裕があるところという話をされましたが、利用定員に余裕はあります。保育士の先生との関係で余裕がないということを解決しないと厳しいんではないかと思っています。
会長	他にいかがでしょうか。
委員	No. 24 こども機関のあらゆる手続き・支払いのデジタル化の推進について、マイナポータルでの申請という話を聞かせていただいたんですが、妊娠してからお腹の中にいる段階で申請をしないといけなことを知り、びっくりです。マイナポータルで申請できるということは、どこで知ることができますか。私はここで初めて知りました。
事務局	委員おっしゃいますとおり、次年度の入所申込みは、秋の後半からご案内させていただきます。これは令和 8 年度のものでございます。記載箇所が少ないんですが、「マイナポータルオンライン申請について」で、ご案内させていただきます。令和 8 年度につきましては、約 2,000 件弱、1,800 件から 1,900 件の入所申込みのうち、実際オンラインで申請があった方は、10 件

	程度にとどまっております。事務処理の観点から積極的にオンライン申込みについて周知を図っている機会が少ないかもしれませんが、マイナンバーカードをお持ちの方でいらっしゃいましたら、どなた様でも入所につきまして、オンラインで申込みしていただけますので、ご利用いただければとご案内させていただいております。
事務局	どこの部署でもデジタル化が進んでおりますが、このマイナポータルを使用した申請事務は、国が作っております、非常に手間がかかります。市としても、できればデジタル化をしたいのですが、現在の仕組みをなんとか国に改正していただきたいと伝えている状況です。積極的にアナウンスをしたいのですが、手間がかかることや1度申請してしまうと修正が難しいということがありますので、もう少し良いシステムになった際に、より積極的に話をしていきたいと思っております。
委員	ありがとうございます。
会長	他にいかがでしょうか。 こどもの件に関してですが、もうすぐ学習指導要領が変更になりますが、今この権利と学習課程、学習権関係の授業は大幅に増えています。また3年後4年後ぐらいで変わっていったら、研修も充実していくのではないかと考えています。できるだけ先生方に負担のないように抑えていきたいと考えております。
事務局	それでは続いて、議題1「②研究・検討事業の進捗および事業の変更について」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。 ■議事1 ②研究・検討事業の進捗および事業の変更について 事務局から説明 《資料② 丹波市こども計画 検討事業進捗管理シート》
会長	ただいまの研究・検討事業について、ご意見やご提案等がありましたら、お願いいたします。
委員	4ページ アフタースクールにおける昼食サービスの導入の検討のところ、アレルギーに関してアンケートをとられたと聞かせていただきましたが、アンケート対象はどこになりますか。
事務局	業者へのヒアリングにてアレルギー対応について聞き取りをさせていただいたものであって、保護者アンケートの中に項目の設定はありません。
委員	少しシビアな内容なので、アンケートをするのであれば、こども園の利用児や保護者へアンケートを行っていただけたほうが良いかと思っております。幅広いところでアンケートを取っていただければありがたいと思っております。
事務局	アレルギーに関しましては、学校給食のガイドライン等が示される中にあり、保護者に行ったアンケートの自由記載の中で、かなり危惧されている面も、確認はしております。ただ一方で、経済的な観点も踏まえて、市内業者を中心に調達を考えており、必ずしもアレルギー対応可能な業者ばかりではないというところがあります。対応としましては、メニューを事前に公表いただき、メニューに掲載されている食材によって、事前に選択いただくという方法も1つあります。また、特定のアレルギー食材を変更いただけるという業者も確認しておりますので、そういった選択肢の中で選んでいただけるような内容を考えていきたいと思っております。

委員	ありがとうございます。
会長	他にありませんか。
委員	2点ありまして、1点目が5ページです。 こどもの居場所の整備について、場所の選定がという話ですが、例えば、みんなの学校。あそこはいろいろ条件が揃ってると個人的には感じていて、2階はこどもたちが遊べる場所で、3階が落ち着いた場所になっているため、1室、2室でも活用できるのであれば、雨の日でも楽しく過ごせるだろうし、薬草薬樹公園の方で過ごしやすいただろうし、あとは人だけなのかなという気はしたので、まだ場所決まっていないうことであれば、そこを選択肢の1つにしてもいいかと思いました。 また、検討に当たっての課題の中で、「こどもたちが安心して過ごせるための人材の確保が必要」とありますが、前々回の会議でもこのような話があったと思います。居場所というのは、良き理解者がいる場所であって、単なる場所ではないので、その人材の育成というのが課題だと思うのですが、それがスケジュールの計画に載っていない。施設の検討とあわせて人材の検討を入れた方が整合性がとれるのかなと思いました。 2点目が7ページです。 外国につながるのあるこども・子育てへの支援という話で、各国文化が違うと思います。今ここで話をされているのは、言語のことだと思いますが、言語のみならず文化の違いを理解しておく必要があると思います。いきなり世界各国の文化を調べるというのは大変だと思いますが、せめて相手の方がどこから来られたかということ認識して、その国の文化がどんなものであるのか、もしくは、その国の学校教育がどんな教育スタイルなのかを理解した上で、日本の生活に馴染めるような調整を図る方が、その子に寄り添った対応になるのではないかと思います。単に日本のやり方や言語を教えるだけではなくて、相手の国の事情をある程度把握した上で、対応してもらった方がいいのかなと思いました。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。 みんなの学校につきましては、開設した際に子育て学習センターの相談員と見学し、どんな場所かというのは確認させていただきました。委員おっしゃられるように、こどもの居場所というのは、こども自身がそう感じるものであると思いますので、みんなの学校もすでにこどもの居場所として役割を持っていると感じております。 2つ目の人材の確保についてです。人材の確保というのは、こどもの居場所には必要になってきますので、スケジュールの中に人材の確保につきましても、入れるよう検討を進めていきたいと思います。 2点目の7ページの文化の方が子育て支援施策における交流の場づくりで、共有すべきではというご意見をいただきましたが、確かにその通りであると思います。その違いが保護者同士のコミュニケーションのきっかけになると思いますので、こちらとしましては、日本に馴染んでくださいというわけではなくて、お互い文化の違いなどを理解していくことを前提に交流の場の作りを進めていきたいと思います。国際交流協会等とも協力をしながら、子育て学習センターを皮切りに外国にルーツのある方で、行きたいけど行けないとか、どこに行けばいいのか分からないと困られてる方に対しての支援を進めていきたいと考えております。
会長	他にありませんか。
委員	1ページのこども・若者の意見表明の機会創出と5ページのこどもの居場所整備に絡みますが、特別支援学校に通っておられるの生徒さんの話を聞く機

	会があって、自分たちが丹波市で住み続けたいという意思を持っておられたときに、学校が終わるとたちまち自分たちの居場所がなくなってしまうということで、いろんな思いを持たれています。それは、家族の皆さんも一緒だと思います。そういった状況の中で、学校の次のサードプレイスが丹波市に必要ではないかと感じております。生徒さんたちが、「僕はこうしたい」「こう生きていきたい」「丹波市のためにこんなことをしたい」という意見を持たれていたとしても、その意見を表明する、聞いてもらえる機会がなかなかない。今回は機会の創出ということで、各学校にも回っておられると思いますが、特別支援学校であるとか、いろいろな施設等のこどもに対しても意見を聞く機会をもたれてるのかということをお聞かせいただけたら嬉しいと思います。
事務局	居場所についてですが、行政政策において、居場所というものがある程度目的というか、ラベリングされて進められてしまうことが多いと思います。例えば、不登校対策のための居場所。そう指定してしまうと、利用の者の心理的なハードルが上がってしまいますので、先ほども申しましたようにこどもにとって安心できる場所という、ラベリングなしの居場所を市としても検討していきたいと思っております。
委員	先ほどの委員からもありましたが、そういう場所を作るとすれば、そこに関わる人が重要で、昔の公民館制度があったときには、公民館というのは誰が来ても良くて、こどもが1人で来ても安心して居れて周りに気にかける大人がおられて、いろんなことができた時代があったんですけど、今はそういう場所がなかなかありません。特別こどもたちのために用意するのではなくて、誰が来ても良い場所として、特別支援学校を卒業生にも、そこでいろんなことしたらいいですというような話ができればいいなと思い、お尋ねさせていただきました。ありがとうございました。
会長	他にいかがでしょうか。 大学では、コロナ以降なかなかコミュニケーションが取りづらいこともあり、学校の1室を利用して、居場所という言葉は使っていないんですけど、フリースペースというかたちで学生らが自由に生まれる場所、リラックスできる場所を設定しました。現在は多くの学生が利用しています。安心できる、信頼できる大学の教員がいて、色々相談に乗ってくれるところで、居場所というところが重なるのかなと思います。魅力がないとこどもたちの足は動かないと思うので、学校などのこどもたちが来てくれるところに設けてみるというのは、1つあるのかなと思います。 1つ伺いたいこととして、1ページのファシリテーターについて、私はすごく賛成なんですけど、これは令和9年度から養成のスタートとなるのか、令和9年度から養成に関する研究のスタートとなるのか、どちらでしょうか。
事務局	ファシリテーター養成につきましては、まずこどもの意見聴取ガイドラインの作成を進めております。その次のステップとしてファシリテーターの養成を進めていきたいと考えておりますので、ガイドラインを令和9年度から開始できるように調整し、次にファシリテーターの養成へ移りたいと考えております。
会長	ありがとうございます。令和7年度の検討課題に「ファシリテーターなど、進行・整理ができる大人が少なく、こどもの声が活かされにくい」と記載されていますので、令和8年度の段階で、ある程度骨子ではないですが、プログラム作成や情報収集を進められた方が、こどもの声をより多く反映できると思いますので、ご検討いただければと思います。

	それでは続いて、議題 1 「②量の見込みと確保方策について」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。 ■議事 1 ②量の見込みと確保方策について 事務局から説明 ≪資料② 丹波市こども計画(子ども・子育て支援事業計画部分)見込量・確保量・実績≫
事務局	
会長	本件につきまして何かご質問等ございましたら、挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？
委員	454 件のうち届け出が 300 件ということを伺いましたが、あとの残り 154 件は届け出ずにということでしょうか。
事務局	今のご質問は、6 ページ ⑭妊婦健診の令和 7 年度の実績 454 件のご質問でよろしいでしょうか。妊娠届の提出は 300 件、転入の方が 14 件です。国の標準的に定める妊婦健診が 14 回。多胎児の場合は、プラス 5 回ありまして、合計 19 回になります。令和 7 年度で 1 回でも妊婦検診を受診していただいた方の数ですので、300 件と令和 6 年度に妊娠届をされた方のうち、令和 7 年度に渡って妊婦健診を受けられた方を含めています。
委員	ありがとうございます。
委員	1 ページですが、今の社会福祉法人の体制のままで確保ができるのか。というのも、少子化が進んでいくと、当然経営が難しくなってくると思います。あくまでも経営が成り立っている状態において、確保できるわけであって、経営が脅かされるような、具体的に損益分岐が何人かは分かりませんが、少子化が続く中で、各法人が健全な経営ができるのかというところを懸念しています。そのあたりについて、何かお考え等あったらお聞かせいただきたいです。
事務局	令和 7 年度の出生者が 300 人を切ったということで、この少子化の傾向から逆転現象することがないということは確かなことです。その上で、先ほどおっしゃられたように、受け皿となる社会福祉法人の経営的には、少子化が与える影響は大きいと思います。そのあたりは、ぜひこども園協議会さんとも意見交換をしながら、今後の少子化に向かってどういう方向で進んでいけばいいのか進めていけたらと思います。中には法人統合の話も進められているところもございます。さらには、今現在 13 園ありますのが、今後 13 園をそのまま維持できるのかということも含めて、行政と法人等互いに勉強しながら、進めていきたいと考えています。どう進めていくかという具体的な回答については、現在は持ち合わせていません。
委員	詳しくはありませんが、法人と行政とどちらが旗を振るのでしょうか。少子化が続く以上は、不可避な話だと思います。現段階で例えばここに書いてある令和 11 年度までは大丈夫ということかもしれませんが、スケジュールであったり、進め方であったりは、どのようにされるのでしょうか。
事務局	現在、8 法人 13 園で認定こども園の方向付けをしたのは行政でございます。その中で、元々民間の法人とその際に法人化された法人とがあります。なかなか難しい問題ではありますが、国も過疎地域におけるその少子化が与える影響で、例えば園の統廃合ですとそういった交付金等も創設されつつあります。経営自体は法人がされておりますので、市が 13 園を 5 園にしますということはなかなか言えませんが、そこに行政がこうしなさいということはない

	なかなか言えません。情報はしっかりと取ってお互いに共有し、法人に寄り添いながら進めていきます。
委員	先ほど言われましたとおり、行政の方から、ここの法人とここの法人で合併しませんかというように話はしにくいと思います。地域によってですが、まず自助努力で、統合していくかどうかというところは、既に動き始めていらっしゃる場所があります。今後、いつ頃にどうかということはまだありませんが、将来的には、この園とこの園を統合していかないと経営は成り立って行かない。しかしながら、丹波市の面積が変わらないということも実質ありますので、例えば、青垣地域の氷上地域を一部でも一緒にできないかというような話すると、こども園自体の移動で非常に難しい問題があります。そういうところで、法人は法人としてできる努力をする。行政にも力を借りながら指導いただくということが、現在答えられる範囲ではないかと思います。
会長	他にいかがでしょうか。
委員	多可町には、お寺が経営されている保育園がある。そして、大きな認定こども園もあります。結局は、認定こども園へ通うのに大変だから、お寺の経営されている保育園が残ってるのかなと思いました。委員さんが言われたように、遠いところへ通うにも、親が連れて行かないといけない。送迎のバスがあるところはいいかもかもしれませんが、認定こども園と一括りにするのではなく、そういうところもあるのかなと思いました。
会長	他にいかがでしょうか。 〈意見なし〉
会長	続いて、議題1「④こども計画における活動指標について」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	■議事1 ④こども計画における活動指標について 事務局から説明 《資料④ 指標進捗確認シート》
会長	1点確認です。目標値達成できない場合、問題ないのでしょうか。
事務局	目標値に満たない部分につきましては、今後研究・検討し、改善に向けて取り組みを進めてまいります。
会長	ただいまの説明について、ご質問ご意見があればお願いいたします。 〈意見なし〉
委員	資料1でお聞きしたいことがあるのですが、さかのぼってもよろしいでしょうか。 資料1の6ページです。4-3 生きづらさを抱えるこども・若者への支援というところで、まず確認ですが、レインボー教室は今でもありますか。
事務局	はい。
委員	外国にゆかりのある人で、学校に馴染めず、授業の進捗に合わない子がいて、レインボーに行けば、個別で教えてもらえるんじゃないかということで、レインボーに行きたいという話をしたら、不登校ではないからダメだと言われたと。じゃあ不登校になろうと学校休んだというギャグみたいな話が

	あるんです。レインボーは不登校でないといけないという括りがあるのでしょうか。
事務局	レインボー教室には、通知するために許可を得てもらう必要があります。許可する対象として、いわゆる不登校の生徒ということになっております。
委員	その子が選択したように、不登校にならないといけないから自主的に学校へ行かなくなるということが事実発生していますが、何とか柔軟に対応できないものなのでしょうか。
事務局	実際に不登校、年間で 30 日以上欠席という場合でなくても、不登校傾向があるとか、学校に行き渋りがあってレインボーにだったら通えそうだった場合は、受け入れた実績があります。そのケースがどのようなものであったかは、見てみないといけませんが、これから考えていかなければいけないかなと思っています。また、外国籍であったということも、レインボーで受け入れても、十分な対応が出来ませんということがあったかもしれません。その辺りは、大きな課題だと思っています。学校教育現場では、現在、日本語が話せない子どもたちが増えておりまして、非常に大きな課題と考えております。学校教育課としても重要課題として挙げておりまして、ここから 5 年間の計画で、母語支援はあるけど学習支援ないところについて、強化していこうと思います。また、その子が通った学校の中で、意見の通いづらさや生活しづらさがなくなるように解消できるよう取り組んでいこうと思っています。レインボーを含めて、いろんなところで子どもたちが、「ここでなら通える」や「ここでなら過ごせる」というところを、できるだけ柔軟に考えていけるように、今のご意見をとりしていきたいと思っています。
委員	日本語は話せるが、学校の授業に馴染めないとか、うまく入れない。そこで、レインボーという選択をしようとしたけど、不登校じゃないからダメだと止められたと。もし、不登校じゃなくても入った実績があるのであれば、それはある程度公平に見てあげべきだと思いますので、これまで以上に柔軟にレインボーへの道を開けてあげたらどうかと思います。今回は、親子さんから相談を受けたのですが、近隣を調べたところ丹波篠山市はもっと手厚い。丹波市はなんでこうなんだという話を受けて、その中でできる限りのことをしましょうかという話をしました。イレギュラーなことに對して、もうちょっと柔軟に関わっていただければと思います。
会長	その他、ご意見ありませんか。 〈意見なし〉
会長	それでは、議題 2 「保育提供体制の確保のための実施計画について」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	■議事 2 保育提供体制の確保のための実施計画について 事務局から説明 《資料⑤ 保育提供体制の確保のための実施計画について》
会長	何かご質問やご意見はありませんか。
委員	説明があったことかもしれませんが、確認させていただきたいと思います。対策分類③というところで採択を得られるかと思いますが、①と②はもう得られているということでしょうか。
事務局	現在、市としまして、国の財政支援を受けようとしているのが、この利用者

	支援事業基本型のみとなっております。①と②というのは、どの部分でしょうか。
委員	待機児童と人口減少対策というところです。
事務局	待機児童対策につきましては、丹波市において、待機児童は発生しておりませんので、支援を受けられるメニューはないということになります。同じく人口減少につきましても、現状国の支援を受けるメニューがないということで、現時点では、この利用者支援事業基本型としての休日加算。子育て学習センターが土曜日に開館しているのと、月に2回、日曜日にも開館しているので、その運営費につきまして、国の補助を受けるといような財政支援になっております。
委員	ありがとうございます。
会長	他にご質問等はございませんか。
	〈意見なし〉
会長	では、本件ご承認いただけますでしょうか。
	〈意見なし〉
会長	ありがとうございます。では、承認させていただきます。
	
	6. その他
会長	続きまして、その他に移ります。「丹波市こども・若者の意見聴取に関するガイドラインについて」事務局より報告をお願いいたします。
事務局	■その他 丹波市こども・若者の意見聴取に関するガイドラインについて 事務局から報告 《資料⑥ 丹波市こども・若者の意見聴取に関するガイドラインについて》
会長	引き続き、その他「乳児等通園支援事業の認可に伴う意見聴取について」事務局より報告をお願いいたします。
事務局	■その他 乳児等通園支援事業の認可に伴う意見聴取について 事務局から報告
会長	全体を通して、ご意見やご質問はございますか。
委員	資料が送られてくるタイミングですが、私が届いたのは火曜日です。この量を読み込むのに、2日前は厳しいかなと思います。せめて1週間ほど前に届けていただければ、もう少し読み込んで、もう少し議論が長引いて時間がかかるかもしれないですね。時間がほしいなと思いますので、検討いただければと思います。
会長	他にはございますか。

	〈意見なし〉
会長	7. 次回開催日程 次回の開催は、令和9年2月を予定しておりますので、ご案内の方をさせていただきますと思います。
事務局	8. 閉会 大変長時間にわたりましてご議論いただき、ありがとうございます。今回議論をいただいた内容は、非常に盛沢山の内容でした。長時間の会議になりましたこととお詫び申し上げます。本日の熱心にいただきました貴重なご意見は、これから計画を進めていく上で、十分に参考にさせていただきたいと思っておりますので、引き続きの皆さまご意見いただきますようよろしくお願いいたします。これにて会議の終了させていただきます。お気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。